

独立行政法人国際協力機構の平成15年度の業務実績に関する項目別評定表

中期目標評価：中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。
 事業年度評価：中期計画において定められた各項目についての実施状況の評価する。

A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。
 B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。
 C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。
 D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 組織運営における機動性の向上	<p>途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にてできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、</p> <p>現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。</p> <p>一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。</p> <p>在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。</p> <p>組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地ODAタスクフォースへの参加状況 ・ 在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の実績 ・ 在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績 ・ 在外事務所による案件別事後評価の実施回数 ・ 在外事務所への予算執行権限の委譲状況（契約担当役化する事務所数） ・ 在外主導に向けた体制の整備状況 ・ 経理業務の合理化と支援体制の充実 ・ 在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況 ・ 意思決定関係者数及び所要日数の減少 	小No.1: A	中No.1: A	<p>現地ODAタスクフォースへの積極的参加、実施の各段階における在外事務所への権限委譲についての成果が認められ、在外・国内機関の管理業務の効率化や意思決定の段階の削減等についても体制整備が進められている。「組織運営における機動性の向上」については、全体として中期計画の実施に向け「順調」な状況といえるので、15年度に行った諸条件整備を踏まえた16年度以降の実績（効果）に期待する。</p> <p>今後は、組織運営・実施体制の整備によってもたらされる効果の具体的な内容等について、一層明らかにすることを求めたい。</p>
		(2) 業務運営全体の効率化	<p>(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、</p> <p>専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣の手続き日数 	小No.2: A	中No.2: B

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。</p> <p>文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。</p> <p>事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。</p> <p>一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。</p> <p>引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。</p> <p>(口) 中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入(専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等)に係る単位当り経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、</p> <p>専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。</p> <p>研修員受入事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減するように努める。</p> <p>機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減するように努める。</p> <p>機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を10%削減するように努める。</p> <p>コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を10%削減するように努める。</p> <p>機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に10%削減するように努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修員受入れの手続き日数 ・ 1件当たりの公示から契約締結までに要する期間 ・ 1件当たりの精算手続きに要する期間 ・ 決裁プロセスの効率化状況 ・ 内部連絡文書の効率化状況 ・ 外部連絡文書の効率化状況(定型的な外部連絡文書数) ・ 適切なものについての事務にかかる外部委託の実施 ・ 機材の現地調達における価格競争の推進の状況 ・ ホームページ掲載に要する期間、ホームページへの掲載状況 			<p>以上から、「業務運営全体の効率化」については、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>今後、事務手続きの迅速化・透明性の確保に関しては、内部連絡文書の効率化、調達業務適正化などについても結果を出し、一層効率化していくことが望ましい。また、計画の実現に向けての予測・筋道・モニタリングなどの取り組みを強化していくことが望ましい。</p> <p>事業の主要な単位当たり経費に関しては、通常はこのような削減は初年目に大幅に実現する必要があることも考慮すべきである。今後、取り組みの効果が出て効率化が進むことを期待するが、年度毎の見直しや留意点などを可能な限り数値によって示していくことが望ましい。</p> <p>さらに、一般管理費の効率化に関しても、通常はこのような削減は初年目に大幅に実現することが必要であることにも鑑みれば、今後の一層の削減努力が求められる。特に、本部人件費の削減方法については引き続き検討する必要があるが、その際には国内業務の質が低下しないように注意する必要がある。</p>
			<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期派遣専門家(新規派遣)の人数を10%削減 ・ 専門家の手当等の合理化の実績 ・ 研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減 ・ 機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減 ・ 本邦発の直営で派遣する調査団一件当たりの所要経費(旅費)を10%削減 ・ コンサルタント調達経費を一案件当たり10%削減 ・ 印刷製本費の10%削減 	小No.3: B		

中期計画の各項目		小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標		
		(八) 機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度の効率化に努める。具体的には、 本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・本部の管理経費（退職手当を除く。）について10%程度の効率化	小No.4: B	
	(三) 施設、設備の効率的利用	機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・利用者数の5%増加	小No.5: B	中No.3: B 研修事業、国民参加型事業による利用者数を増加させるための具体的な措置を講じており、推定値との比較で利用者数の増加の傾向も見られることから、「施設、設備の利用者数」については、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。 今後、市民参加の促進のため、より使いやすい施設利用体系や参加環境を整備していくことに期待する。なお、ベースラインとなる14年度の数値が推定値にすぎないことから、今後は、15年度と比較した増加を評価することになる。
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	(一) 総論	(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。 具体的には、 政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。 わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。 各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し活用する体制を構築する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・情報公開法に定められている事項は適切に実施され、ホームページ等で公開されている他、積極的な情報提供と広報活動の充実を努めており、中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。 今後市民への働きかけという視点から、より一層積極的なアプローチを期待する。また、情報の提示方法や調査結果の扱いについても改善努力を継続することが望ましい。 ・国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等の実施状況 ・資金協力との連携の実績 ・事業の重点化（プログラムの集約化）の状況 ・案件の計画策定における事前評価機能の強化の状況 ・国際会議等への参加及び他ドナーとの連携の実績 ・資源削減戦略書（PRSP）、国連ミレニアム開発目標（MDGs）等の援助協調の枠組みへの対応の実績 ・予算、組織、要望調査/案件検討の実施方法等基盤整備の状況 ・体制の整備状況（課題主管部の設定や課題別指針の策定） ・コンシテツツの整備・活用の状況	小No.6: B	中No.4: B 効果的な事業の実施に関し、「優良プロジェクトの形成支援」、「国際援助協調」、「事業の総合的運用」、「知識・ノウハウの共有」、「調査研究の質の向上」、「平和構築支援の実施体制の整備」等において、それぞれ制度整備を含めた重要な取り組みを行っている。 情報公開や広報の充実に関し、情報公開法に定められている事項が適切に実施され、ホームページ等で公開されている他、積極的な情報提供と広報活動の充実を努めている。 NGO等との連携に関し、草の根技術協力の実施案件数や各種委員会へのNGOからの参加実績についても増加傾向となっている。 環境及び社会への配慮に関し、環境社会配慮ガイドラインの改定と実施のための準備、そして「JICAエコオフィスプラン」等環境マネジメントシステムについての取組みに進展が認められる。 男女共同参画に関し、平成16年4月に「ジェンダー平等推進グループ」を設立するための準備や、ジェンダーに関する研修の参加人数の拡大、そして男女共同参画に関する行動計画の策定が進められた。 事業評価に関し、事前評価の着実な実施や事後評価の拡充、青年海外協力隊や災害援助等協力に関する評価制度の準備等、具体的な改善が認められた。 以上から、質の向上のための取り組みの総論部分については、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。 今後、効果的な事業の実施に関しては、15年度に行った諸条件整備を踏まえた、16年度以降の実績（効果）に期待する。ただし、取組みの具体的な成果や新たに明確になった課題への対応を一層明らかにする必要があり、特に平和構築支援については、紛争地域等で活動する者の安全確保対策を一層強化する必要がある。また、NGOからの意見を取り入れることや、新組織の中でそれぞれに責任を負う部署を明確化することにも留意すべきである。 情報公開、広報の充実に関しては、今後市民への働きかけという視点から、より一層積極的なアプローチを期待する。また、情報の提示方法や調査結果の扱いについても改善努力を継続することが望ましい。 NGO等との連携推進に関しては、連携の改善のために一層努力することが望ましく、JICAの対応に対するNGO側からの意見を求めていくこと等が考えられる。なお、草の根技術協力事業の本格化が平成15年度であることから、来年度からは平成15年度の実績を基準として連携の推進を評価していくことになる。 環境及び社会への配慮に関しては、これらの取り組みがどのような実績

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。</p> <p>冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。</p> <p>JBICとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究の質の向上への取り組み状況 平和構築支援のための体制の確立 職員、専門家等に対する研修の参加者の実績 平和構築を専門とする登録者 平和構築支援にかかるとる危機管理マニュアルの改訂 平和構築支援に係る安全管理研修への参加者数 JBICとの連携の実績 			<p>と効果をもたらすのか注視していく必要がある。また、国内事業における民間の取り組みや海外事業におけるNGOの意見を参考にしつつ改善努力を行っていくことを検討するのが望ましい。</p> <p>男女共同参画に関しては、取り組みの実効性をあげるため、研修の参加人数を一層増加させるとともに、援助実施の各段階などの事業面における一層の改善努力やジェンダー統計情報の整備が必要である。</p> <p>事業評価に関しては、一層の努力を望むに当たって、事前評価表の「過去の類似案件からの教訓活用」の欄等を活用して評価のフィードバックの実効性を高めたり、個々のプロジェクト評価にとどまらない総合的分析の情報提供の仕方を検討していくことが挙げられる。なお、可能であれば相手国政府・住民の評価、或いは外国の援助機関等によるpeer reviewも加えていくことで、業務の質を一層向上させていくことができる。</p>
		<p>(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関(国際会議その他国際協調の枠組みを含む。)の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務大臣の要請への対応 	小No.7: —		
		<p>(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成十三年十二月五日法律第百四十号)に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開の実績 広報実施体制の充実への取り組み状況 インターネット上に公開される報告書の掲載件数 	小No.8: A		
		<p>(ニ) NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <ul style="list-style-type: none"> NGO等との連携件数 	小No.9: B		
		<p>(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。</p> <p>なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格(ISO14001)に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの改定とその適用状況 職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績 国際環境規格認証の取得、及びJICA環境マネジメントシステムの運用と見直しの実績 	小No.10: A		

中期計画の各項目		小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目			
		<p>(ハ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明を受け、委員の協議により判定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進のための体制の確立 ・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績 ・女性の地位向上に配慮した業務運営の実績 	小No.11: B	
		<p>(ト) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、</p> <p>目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。</p> <p>評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、評価制度、手法の改善を図る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等が直接の評価者として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）と外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価拡充の重点対象とし、外部有識者・機関等による一次又は二次評価の対象となる評価件数の割合を全評価件数の50%以上とする。</p> <p>評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。</p> <p>フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫した評価体制の整備状況 ・在外事務所による案件別事後評価の実施回数（再掲） ・青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入 ・外部有識者評価委員会の開催状況 ・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全評価件数に占める割合 ・評価結果の公開の状況 ・評価から得られた教訓を事前評価において適用した状況 	小No.12: A	

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)各事業毎の目標 (イ)技術協力(法第13条第1項第1号)	(i)技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。 開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつなげる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。 事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。 技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・南南協力支援事業の実績 ・人材や組織のネットワーク化の状況 ・現地人材の活用状況 ・事業における民間の活用状況 ・各種支援委員会等へのNGO、学識経験者等の参加状況	小No.13: B	中No.5: B	現地人材、民間等の活用による効果・効率的実施に関し、南南協力支援事業の拡充、帰国研修員等のネットワーク化や現地人材の活用促進について成果があり、国民各層の知見の活用についても取り組みが進んでいる。 案件の適切な投入要素の決定に関し、技術協力案件を適切かつ速やかに実施するため、事前評価調査の充実や専門家等に係る情報の蓄積・活用、そしてガイドライン・マニュアルの整備・改定等が認められた。 研修員受入れの内容改善と帰国研修員フォローアップに関し、15年度的全集団研修コースの評価結果にもとづき研修コースの改廃が進められたとともに、研修コースの評価方法を改善した。また、帰国研修員に対する支援についても、現地への要員の派遣や広報活動の促進、実施体制の強化などに取り組み、具体的な改善が認められた。 専門家・コンサルタントの人選と評価に関し、コンサルタント選定方法の改善については一層の早期実施に向けて努力することが望ましいが、専門家人選については審査基準(伝達力・社会性等)・手続きについて重要な改革が行われた。 以上から、「技術協力」については、全体として中期計画の実施に向け「おおむね順調」な状況である。
	()我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。 そのために、 技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させます。 派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するよう体制整備を行う。 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。	()独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・技協案件の目標と活動範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績 ・情報の蓄積及びその活用促進策の実績 ・ガイドライン・マニュアルの新規整備又は改定の実績	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.14: A		今後、現地人材、民間等の活用による効果的・効率的実施に関しては、適切な現地リソースや人材の活用を努めることを期待する。また、これらの取り組みによる成果を定量的、客観的に示す方法を引き続き検討することが望ましい。 案件の適切な投入要素の決定に関しては、これらの取り組みによる成果についても可能な限り明らかにするよう留意しつつ、より良い案件の実施に向けて一層努力することを期待する。 研修員受入れの内容改善と帰国研修員フォローアップに関しては、研修内容の評価において専門家による第三者評価を入れることや、研修カリキュラム・教材の作成においては知識・ノウハウの集約化とも連携していくことを検討するのが望ましい。 専門家・コンサルタントの人選と評価に関しては、策定した取り組みの実効性を注視していくことが必要である。また、コンサルタントへの評価の改善に努めるに当たっては、入札価格との関係で質の低下を招くことがないよう配慮する必要がある。
	()研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、 各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。	()独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・集団研修コースに係る評価実施実績と見直しの状況 ・帰国研修員への支援状況(ソフト型フォローアップ案件実施件数)	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.15: A		
	()案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。 このため専門家については、民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。その	()独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・幅広い人材活用のための取り組み(民間候補人材の登録者数)	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.16: B		

中期計画の各項目		小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等	
大項目	中項目	小項目				評定指標
		<p>ために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、入選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等との協議が図られ、人選の適正な再活用を念頭に、人材の業績評価の充実を図る。</p> <p>またコンサルタントについては、コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。</p> <p>特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 透明かつ適正な手続きの整備状況（入選基準の設定、人選のための委員の実施状況、公示による人選等） 人材の業績評価の充実 コンサルタント選定方法の改善の状況 緊急案件における選定手続の期間短縮 			
	(ロ) 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）	<p>無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の透明性及び調達プロセスにおける競争性及び透明性の向上の実績 	小No.17: A	中No.6: A	<p>各種ガイドラインの改定を行うとともに、事前入札参加資格審査公示例・書類例のホームページ上の公開等、透明性の確保のための情報公開にも進捗が認められ、「無償資金協力の実施促進」については、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。</p> <p>今後、可能な限り、実施促進業務の効率化による成果、競争性及び透明性の向上のために執った措置がもたらす効果についての実績を明らかにするよう努めていくことが必要である。</p>
	(ハ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）	<p>() 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。</p> <p>() 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、</p> <p>青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加方法の多様化の実績 ボランティア事業への参加者数 草の根技術協力事業等の実績 	小No.18: B	中No.7: A	<p>国民等の協力活動の充実に関し、ボランティア事業への参加者数が減少したものの、ボランティア事業の充実に向けての方針が作成されるとともに、草の根技術協力事業等についても手続き整備を行った。</p> <p>青年海外協力隊等の人材確保とサポートに関し、適格人材の確保、医療及び交通安全対策、そして参加環境改善と、具体的な対応がなされており、このまま成果が期待できる。特に青年海外協力隊の健康条件付登録制度の導入などは有効な取り組みであった。</p> <p>草の根技術協力事業に対する国民の参加支援に関し、各種情報提供、事務の合理化、そして団体・個人が自ら取り組む国際協力への支援制度が整備され、実際に機能していることが数値で確認されている。</p> <p>開発教育支援に関し、国際協力出前講座数、訪問のあった学校数、そして開発教育指導者研修への参加者数も増加した。様々な仕組みが整備され、それが機能していることが確認されている。</p> <p>以上から、「国民等の協力活動」については、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。</p> <p>なお、ウズベキスタンにおける治安状況の悪化等、ボランティア事業への参加者数が減少した状況は理解できるが、今後は、取り組みの成果として参加者数が増加していくよう努力していく必要がある。また、より多くの市民参加に向けて、草の根技術協力事業等については地方自治体やNGOとの意思疎通を一層活性化させていくことを期待する。</p> <p>青年海外協力隊等の人材確保とサポートに関しては、今回着手した取り組みが来年度以降に本格化することから、今後、青年海外協力隊の登録者数の更なる増加等を期待する。また、安全対策等や帰国ボランティアの進路対策支援にも一層の改善努力を望みたい。</p> <p>草の根技術協力事業に対する国民の参加支援に関しては、NGOを始めとして地方自治体、国際交流協会等との連携を一層推進していくことが必要である。特に、NGO-JICAジャパンデスクの設置は注目できるので、その活動の実績データを提供することを期待する。</p>
			<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等組織を通じた募集の実績（現職教員特別参加制度への応募状況等） 登録者数 技術補完研修の対象者・内容・期間の見直し 医療及び交通安全対策の実施状況 進路対策に関する帰国ボランティアの満足度 	小No.19: A		

中期計画の各項目		小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目			
		<p>() 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、</p> <p>幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。</p> <p>国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。</p> <p>手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。</p> <p>さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。</p> <p>また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的にを行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草の根技術協力事業への理解を得るための取り組みの状況 ・NGO等が活動するために必要な情報を整備した国数 ・合理化案計画と、実施・進捗状況 ・国際協力推進員配置自治体数 ・NGO-JICAジャパンデスクの設置国数 ・市民参加協力支援事業の実施状況 ・国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数） ・自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業の実施状況 	小No.20: A	開発教育支援に関しては、今後もNGO、地方自治体、地域国際化協会、そして教育委員会等と連携しながら開発教育支援を推進していくことが重要である。
		<p>() 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <p>講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。</p> <p>開発教育において重要な役割をこなす教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数）（再掲） ・国内機関・本部を訪問した学校数 ・開発教育に関するJICAホームページへのアクセス数 ・教員の国際協力現場への派遣実績 ・開発教育に関する研修参加人数 	小No.21: A	

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(二) 海外移住(法第13条第1項第4号)	<p>機構は、本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点化の状況(海外の日系団体への助成事業、日系社会リーダー育成事業) ・経済・技術協力との連携の実績 	小No.22: A	中No.8: A	<p>高齢者福祉及び日本語教育分野を重点とする事業の実施が進んでおり、経済技術協力との連携にも実績が認められることから、「海外移住」事業については、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>引き続き、助成においては重点化を進め、助成条件の適正化や審査・採択の客観性を確保していくことが重要である。平成17年度末で廃止される移住投資事業についても、コスト・リスク管理を的確に実施していくことが求められる。重点化に当たっては移住者の高齢化に対応し、将来の日系社会を担うリーダーの育成に配慮する必要がある。</p>
	(ホ) 災害援助等協力事業(法第13条第1項第5号及び第2項)	<p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(イ) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。</p> <p>(イイ) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国との物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄体制の整備状況 ・指示後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣数の割合 ・訓練の実施及び研修・訓練を反映した救助活動の実施 ・適切な規模及び内容の物資供与の実施、及びフォローアップの実施状況と業務改善の実施状況 ・NGO等との連携の実施状況 	小No.23: A	中No.9: A	<p>2件(イラン地震、モロッコ地震)の緊急援助隊の派遣について極めて迅速に派遣され、訓練・研修も改善が認められた。また、緊急援助物資供与やNGO連携についても十分な体制が整えられており、「災害援助等協力」については、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>引き続き、顔の見える国際協力として一層の充実に期待する。</p>
	(ハ) 人材養成確保(法第13条第1項第6号)	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。</p> <p>そのため、以下の措置を講ずる。</p> <p>国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。</p> <p>ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力人材センターの体制整備状況 ・情報提供件数及び利用者数 ・専門家等登録件数 ・研修内容の見直しの実施状況 	小No.24: A	中No.10: A	<p>国際協力人材センターの情報提供、専門家養成研修の見直し、インターンの受入れ、NGO人材育成研修等、いずれも数値にて実績があがっており、「人材養成確保」については、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、これらの事業の質的向上に一層努めるとともに、これら人材養成確保事業の成果をいかにフィードバックするかについても配慮することが望ましい。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンの受入人数 ・NGO人材育成研修等の参加人数 ・大学との連携講座の実施状況 			
	(ト) 附帯業務(法第13条第1項第7号)	開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、個別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト形成調査及び調査研究の実施状況 	小No.25: B	中No.11: B	プロジェクト形成調査や調査研究を積極的に行っており、報告書の有用性についても把握に努めるなど、「附帯業務」について、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。開発途上国による案件形成や政府による案件選定に資するための活動が進展している。 今後、調査業務の質を一層向上させ、国際的発信力を高めることが望ましい。また、記述言語等、調査研究の成果が活用されるための取り組み状況も示していくことを期待する。
3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画	(1) 予算(人件費の見積を含む。)別表1	<p>運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>[人件費の見積り] 期間中 53,237百万円を支出する。 但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。</p> <p>[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用 [運営費交付金の算定ルール] 平成15年10月1日から平成16年3月31日までは積み上げ方式とする。 平成16年度以降 次の算定式による 運営費交付金額 = [人件費 + { 業務経費(A) + 一般管理費(B) } × 係数] + 自己収入(C) ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 ：効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 ：特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により限定的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えない規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を目的に注</p>	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.26: B	中No.12: B	繰越金が14年度に比べて増えているが、寄付金収入及び自己収入の確保に関する制度整備や債権回収等については計画に沿って進捗しており、「予算、収支計画、資金計画」については、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。 繰越金の是非については、適切な繰越しと不適切な繰越しの概念を踏まえて整理することが必要である。また、寄付金収入については、NGO等との競合に配慮しながら取り組むことが重要である。 今後、施設・設備のあり方については、8月に予定されている調査完了後に速やかに具体策を示す必要がある。同様に、在外事務所のある方についても「選択と集中による適切な人事」がコスト面で機構にどのような効果をもたらすかに示していくことが求められる。さらに、融資事業については債権回収の責任部署の明確化と回収目標を明示していくことが重要である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 収支計画 別表 2	寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。 固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。	・寄附金収入、自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績 ・見直し実績			
	(3) 資金計画 別表 3	融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。	・債権回収の実績			
4. 短期借入金の限度額		410億円 理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の運配及び事業費の支払い遅延を回避するため。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.27: —	中No.13: —	短期借入金の実績がないため、評定対象外とした。
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.28: A	中No.14: A	予定どおり準備を進めており、「重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画」については、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。 今後、相手側との協議結果、そして、予定譲渡金額と帳簿価額を示すことが望ましい。
6. 剰余金の使途		剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.29: —	中No.15: —	剰余金の実績がないため、評定対象外とした。
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
	(1) 施設・設備に関する計画	業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（1年以内に実施）を実施する。 平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画 （単位：百万円） 施設・設備の内容 予定額 中部国際センター建替え 施設整備資金 2,118 身障者対応施設整備 施設整備資金 200 既存施設改修 施設整備資金 3,214 計 施設整備資金 5,532	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.30: A	中No.16: A	施設・設備の整備に関しては、利用時期と工事期間との関係から工事を繰り延べることで全体計画を見直した。また、国内機関を対象とした総合的あり方調査については、8月に調査が終了する予定で成果も期待されていることから、「施設・設備に関する計画」について、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。 今後の工事実施の繰り延べにおいては利用者のニーズを十分に踏まえることへの検証も加える必要がある。また来年度には、調査結果を受けて運営・利用の効率化、施設のあり方などについての計画を迅速に策定し、具体的な達成目標を示すことを求めたい。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 人事に関する計画	(イ) 方針 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・勤務成績の評価の実績 ・適材適所の人事配置の実績 ・職員の能力開発の実績	小No.31: A	中No.17: A	人員の勤務評価、適正配置、能力開発に関し、勤務成績を処遇に反映し、かつ、職員の意欲をサポートする新人事制度の改革が決定されたことは重要な改革であり、また、基準モデル人材の初期ローテーションの基本型が整理された。 常勤職員数と人件費総額に関し、平成15年度末の常勤職員数、及び平成15年度下半期の人件費とともに、おおむね計画どおり進捗している。 以上から、「人事に関する計画」については、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。 今後、人員の勤務評価、適正配置、能力開発に関しては、新人事制度の運用実績や効果の把握が課題となってくる。また、内部で確保すべきマネジメント能力以外の専門性についても検討し、能力開発のあり方を改善していくことが望ましい。 常勤職員数と人件費総額に関しては、経費の効率化との関係で、現場強化などの事業運営の見直しや業務の外部委託などの方策と人件費総額との関係についても示していく必要がある。
		(ロ) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の3人減とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 1,329人 期末の常勤職員数 1,326人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 54,925百万円 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.32: A		
	(3) その他中期目標を達成するために必要な事項 (イ) 監査の充実	外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・外部監査の実施等監査の充実と監査体制の整備の実績	小No.33: A	中No.18: A	監査の充実に関し、在外事務所における調達方法や無償資金協力の施工管理に関し、外部者による監査を積極的に実施したほか、効果的な内部監査の実施及び監査体制の整備・強化に向けて着実に進んでいる。 各年度の業績評価に関し、業務実績の報告と業務運営への反映のための仕組みが整えられ、体制確立が進展している。 以上から、監査や業績評価については、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。 今後、監査の充実に関しては、報告書の内容と結果の活用法を明確にし、具体的な改善成果を示していくことが望ましい。 各年度の業績評価に関しては、業績評価委員会の実効性や業務運営への反映状況等の成果について注視していく必要がある。また、評価の重要性やアカウンタビリティの必要性にも鑑み、広報部門との連携も含めた一層の制度の充実を望みたい。
(ロ) 各年度の業績評価	各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映状況	小No.34: A			